

大和市監査委員告示第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和元年11月27日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 古谷田力

- 1 監査対象 健康福祉部
- 2 監査対象期間 平成30年11月～令和元年10月
- 3 監査年月日 令和元年11月27日
- 4 監査の方法 この監査は、健康福祉部(健康福祉総務課、健康づくり推進課、介護保険課、高齢福祉課、障がい福祉課、生活援護課)において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 補助金交付に関する事務
  - (5) 財産管理に関する事務
  - (6) 行政財産の目的外使用許可・貸付許可に関する事務
  - (7) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
  - (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
  - (9) 備品管理に関する事務
  - (10) 基金管理に関する事務
  - (11) 切手・はがきの受払に関する事務
  - (12) 保健福祉センター使用料徴収に関する事務
  - (13) 中国残留邦人等扶助費支給に関する事務
  - (14) 犬の登録手数料徴収に関する事務
  - (15) 予防接種費用助成に関する事務
  - (16) 墓地埋葬法による葬祭実施に関する事務
  - (17) がん患者等ウィッグ購入費助成に関する事務
  - (18) 重粒子線治療費助成に関する事務

- (19) 介護保険料賦課及び減免に関する事務
- (20) 第三者行為請求に関する事務
- (21) 介護保険サービスに関する事務
- (22) 介護保険高額サービスに関する事務
- (23) 過誤納金還付に関する事務
- (24) 不納欠損処分に関する事務
- (25) 家族介護慰労金支給に関する事務
- (26) 高齢者はり・きゅう・マッサージの治療費助成に関する事務
- (27) 老人措置費支払・負担金徴収に関する事務
- (28) 在日外国人高齢者等福祉給付金給付等に関する事務
- (29) 介護予防ポイント転換金交付に関する事務
- (30) 障害者福祉手当支給に関する事務
- (31) 障害児福祉手当及び特別障害者手当等支給に関する事務
- (32) 重度障害者に対する住宅設備改良助成に関する事務
- (33) 重度障がい者緊急通報システム利用助成に関する事務
- (34) 重度身体障がい者訪問入浴サービス費用助成に関する事務
- (35) 障害者自動車運転訓練費助成に関する事務
- (36) 身体障害者自動車改造費助成に関する事務
- (37) 福祉タクシー・福祉車両利用助成に関する事務
- (38) 障がい者自動車燃料費助成に関する事務
- (39) 障害者(児)福祉団体への助成に関する事務
- (40) 日常生活用具の給付に関する事務
- (41) 補装具の自己負担金助成に関する事務
- (42) 心身障害者医療費助成に関する事務
- (43) グループホーム等家賃助成に関する事務
- (44) 通所訓練費支給に関する事務
- (45) 行旅者等援護・法外援護支給に関する事務
- (46) 行旅死亡人所持金の管理に関する事務
- (47) 生活保護費返還金等徴収に関する事務
- (48) 扶助費支給に関する事務
- (49) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (50) 時間外勤務手当支給に関する事務
- (51) 高齢者に対する緊急通報システム利用助成に関する事務
- (52) 成年後見制度に基づく審判請求等費用助成に関する事務
- (53) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成に関する事務
- (54) はいかい高齢者等位置確認支援に関する事務

5 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(健康福祉総務課)

行政財産の目的外使用許可に関する事務において、調定がなされず、納付書を送付していないものがあった。

(介護保険課)

収入調定に関する事務において、調定がなされていないものがあった。